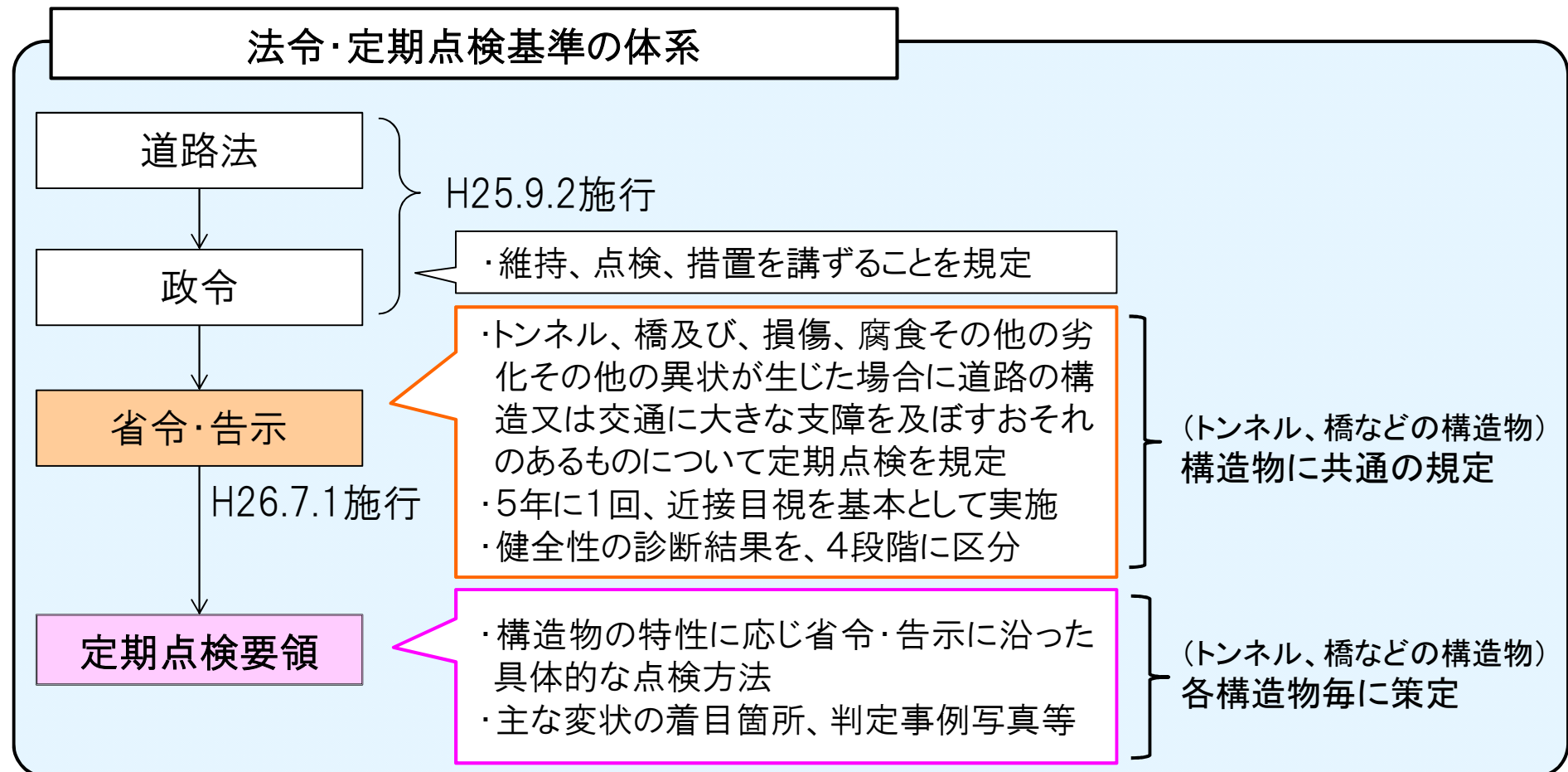


跨線橋の点検及び修繕の計画的実施 に関する省令・通達の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

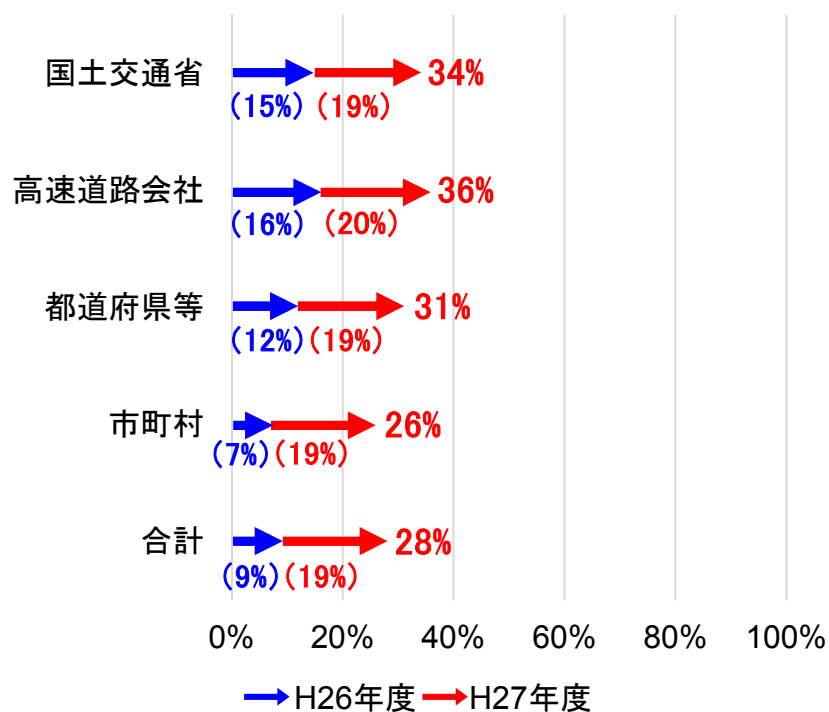
- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



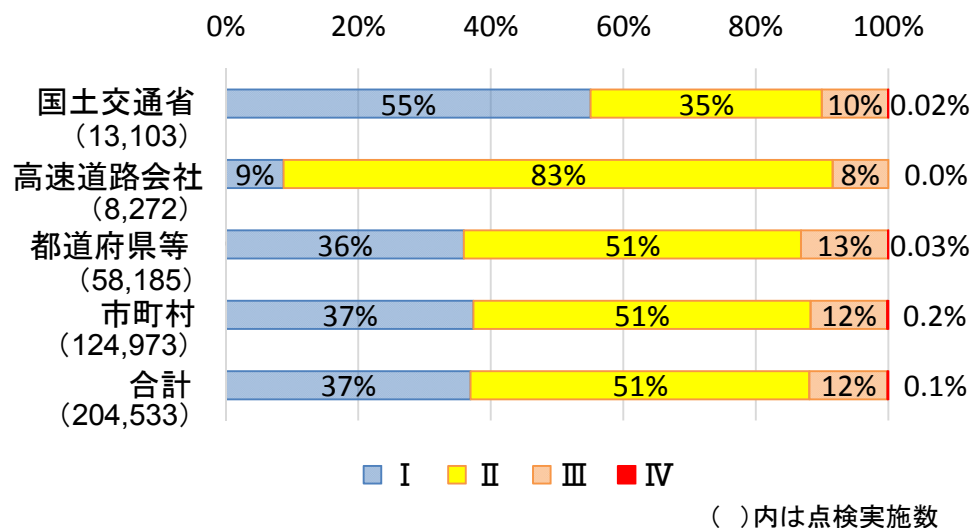
平成26・27年度橋梁点検結果(道路管理者別)

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約28%、トンネル約29%、道路附属物等 約37%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

点検実施率



点検結果

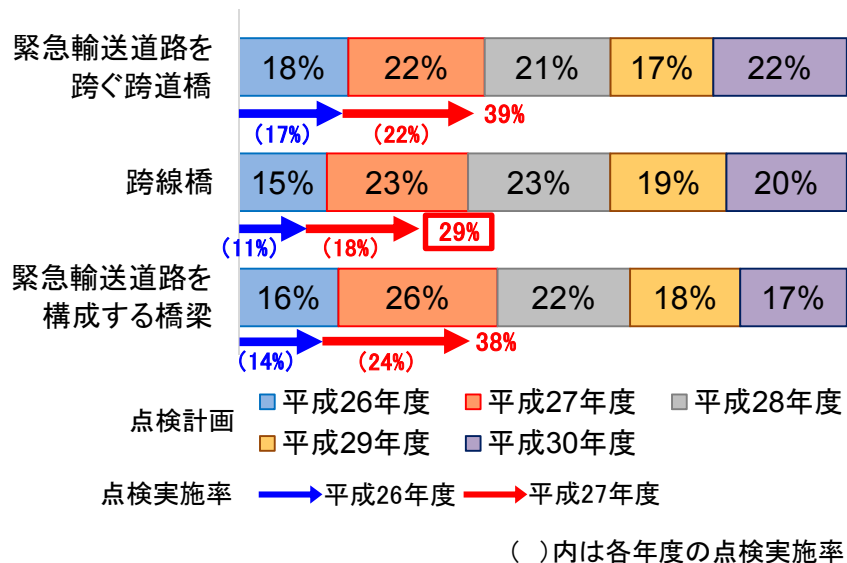


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26・27年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

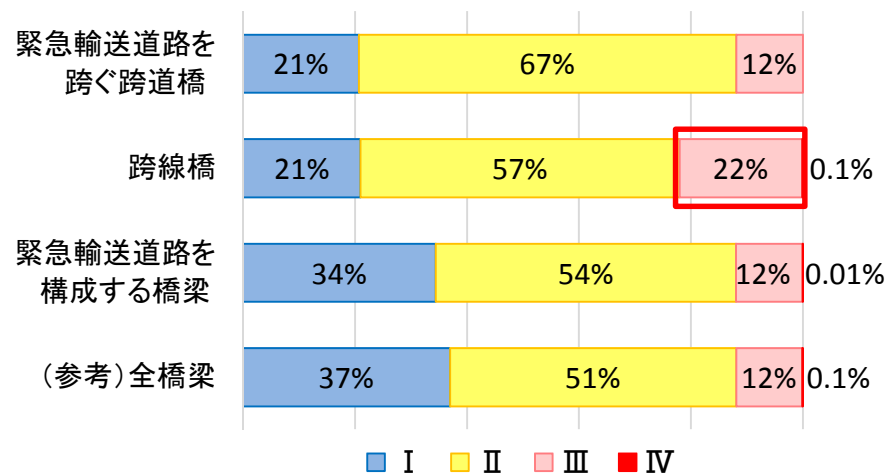
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果(H26・27累積)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を发出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を发出(平成28年10月28日)

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="text-align: center;"> <p>道路メンテナンス会議</p> <p>【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<div style="text-align: center;"> <p>跨道橋 連絡会議</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>(仮称) 道路鉄道 連絡会議</p> </div>
直轄						<div style="text-align: center;"> <p>【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p> </div>
公社						<div style="text-align: center;"> <p><事務局> 国道事務所</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p><事務局> 国道事務所</p> </div>
都道府県 市区町村							
道路 法外	その他	<p>個別協議</p>				<p>_____</p>	<p>_____</p>
	鉄道	<div style="text-align: center;"> <p>(仮称) 道路鉄道連絡会議</p> <p>【道路メンテナンス会議の下部組織】</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p><事務局> 国道事務所</p> </div>		<p>_____</p>	<p>_____</p>	

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

滋賀県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 研修・基準類の説明会等の調整
- (2) 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- (3) 点検・措置状況の集約・評価・公表
- (4) 点検業務の発注支援
- (5) 技術的な相談対応
- (6) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

(組 織)

第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。なお、跨道施設連絡部会会則は、別途定めるものとする。
8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連絡会議規約は、別途定めるものとする。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第6条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。

3. 事務局は次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における審議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。

本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。

本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。

本規約は、平成29年 月 日から改正する。

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社関西支社	京都高速道路事務所副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	建設経済部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	産業建設部長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	土木上下水道部長
	滋賀県土木交通部道路課	道路保全室長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
滋賀県高島土木事務所	道路計画課長	
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括チームリーダー

	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チームリーダー
	滋賀県建設技術センター	理事
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路課 道路保全室	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

滋賀県道路鉄道連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「滋賀県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、滋賀県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事 業）

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- （1）跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- （2）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
- （3）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- （4）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

（構 成）

第4条 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

- 2 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 必要に応じて会長が会員以外の者でメンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

（開催頻度）

第5条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年 月 日から施行する。

滋賀県道路鉄道連絡会議 構成員

会員

所 属		役 職	備 考	
国	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所	事務所長 会長	
	〃 近畿運輸局	鉄道部 技術課	課長 副会長	
県	滋賀県土木交通部	道路課	課長 副会長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所	事務所長 副会長	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター	所長	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター	所長	
公社	滋賀県道路公社	道路部	部長	
市町	大津市	建設部	部長	
	甲賀市	建設部	部長	
	東近江市	都市整備部	部長	
	日野町	建設計画課	課長	
	米原市	土木部	部長	
県	滋賀県土木交通部道路課	道路保全室	室長	
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課	課長	
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課	課長	
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課	課長	
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課	課長	
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課	課長	
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課	課長	
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部	土木担当課長	
	東海旅客鉄道株式会社	関西支社		
	京阪電気鉄道株式会社	大津鉄道部		
	近江鉄道	鉄道部工務課	課長	
	信楽高原鐵道株式会社	業務部施設課	課長	信楽線第二種 鉄道事業者
	甲賀市	公共交通推進室	室長(施設管理者)	信楽線第三種 鉄道事業者

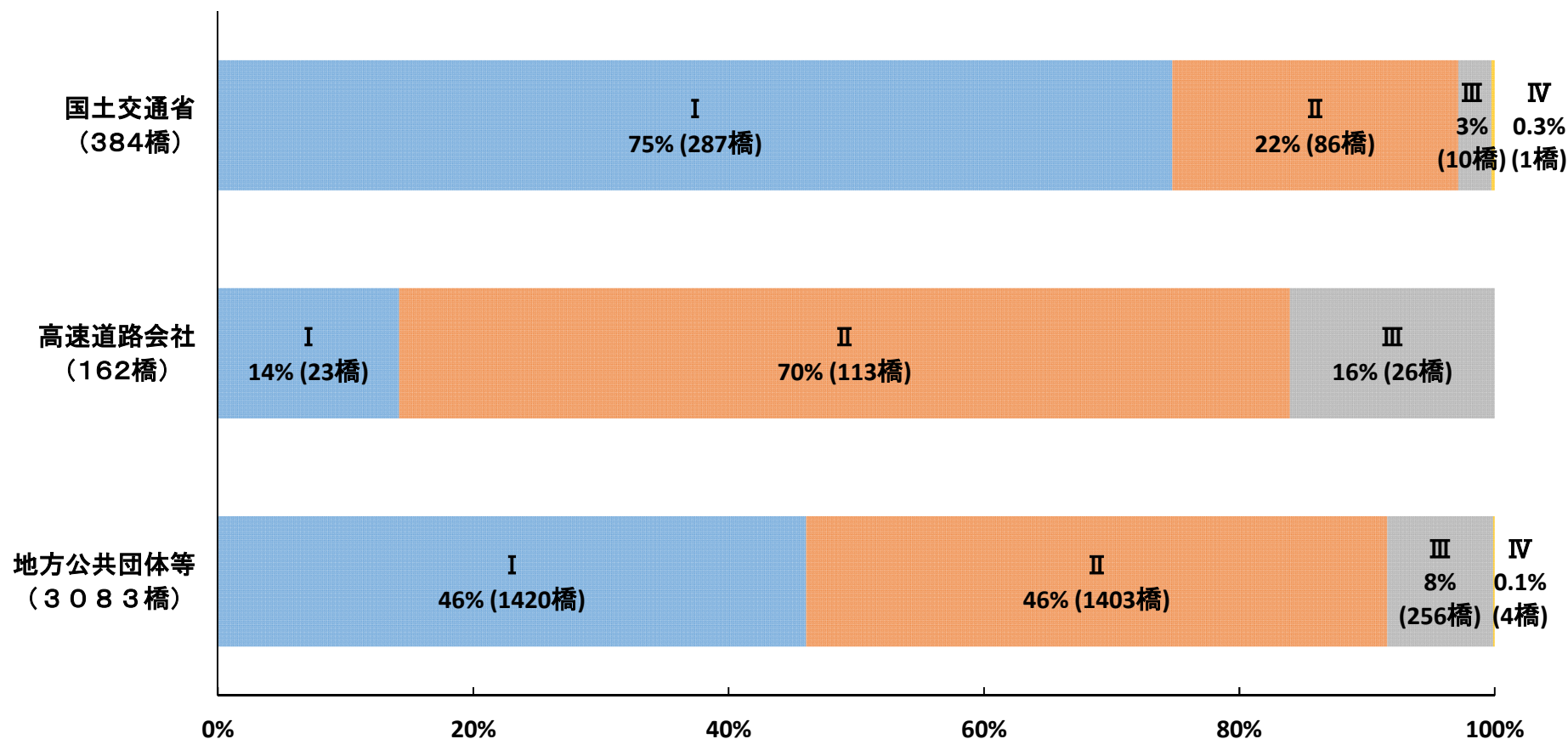
オブザーバー

所 属		役 職	備 考
国	国土交通省近畿地方整備局	道路部	道路保全企画官
	〃	地域道路課	課長
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課	課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	保全・サービス事業部	企画統括チームリーダー
	中日本高速道路株式会社金沢支社	保全・サービス事業部	企画統括チームリーダー

事務局

所 属		担当	
事務局	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所	主担当
	滋賀県土木交通部道路課	道路保全室	副担当
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所	副担当

○予防保全段階の判定区分Ⅱが1,602橋、早期措置段階の判定区分Ⅲが292橋、緊急措置段階の判定区分Ⅳが5橋。

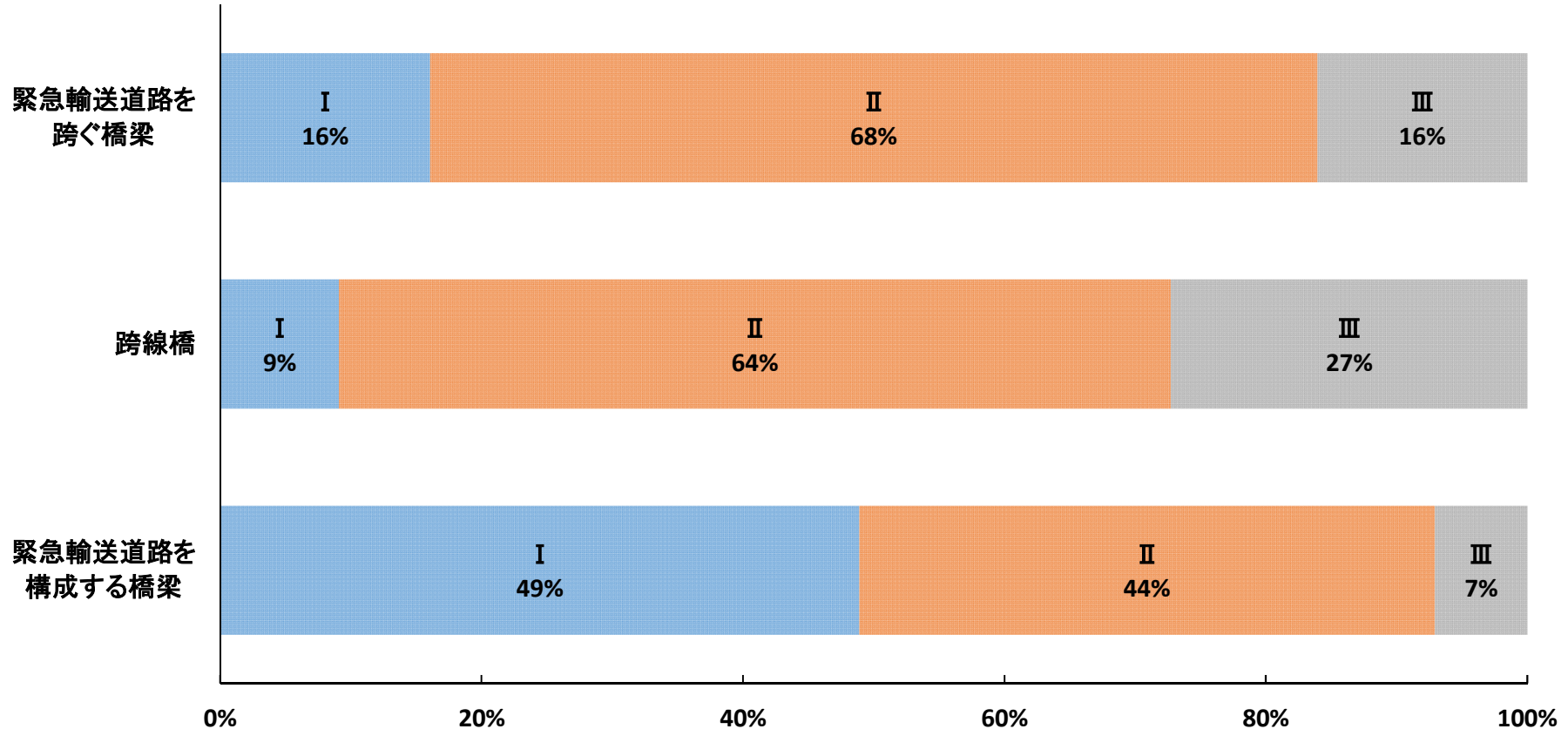


最優先で点検すべき橋梁の点検結果(H26・H27累積)

道路メンテナンス年報(H28.9)より作成

○跨線橋の判定区分Ⅲの割合が全国（21%）、近畿管内（22%）より高い割合。

【滋賀県 全道路管理者分】



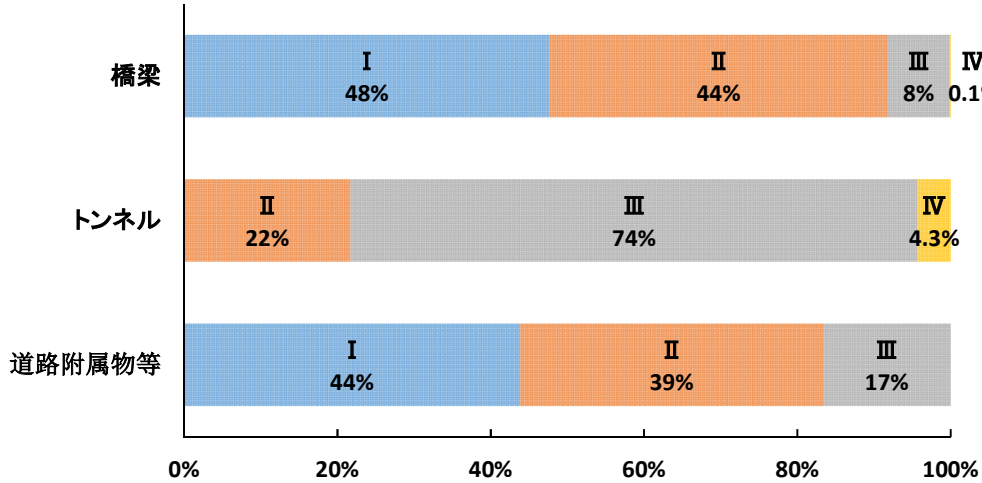
滋賀県内の点検結果(平成26・27年度)

道路メンテナンス年報(H28.9)より作成

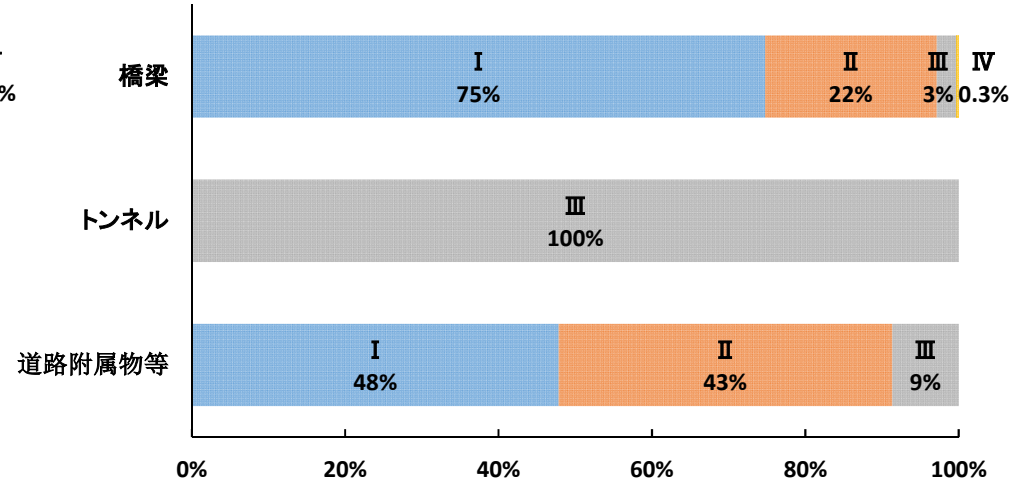
(1) 橋梁・トンネル・道路附属物等

- 橋梁は全道路管理者分で見るとⅢ～Ⅳが約1割を占めるが、高速道路会社管理分を見ると2割弱がⅢ判定となっている。
- トンネルは全道路管理者分で見るとⅢの割合が約7割を占める。
- 道路附属物等は地方公共団体等管理分で見るとⅢが約7割を占める。

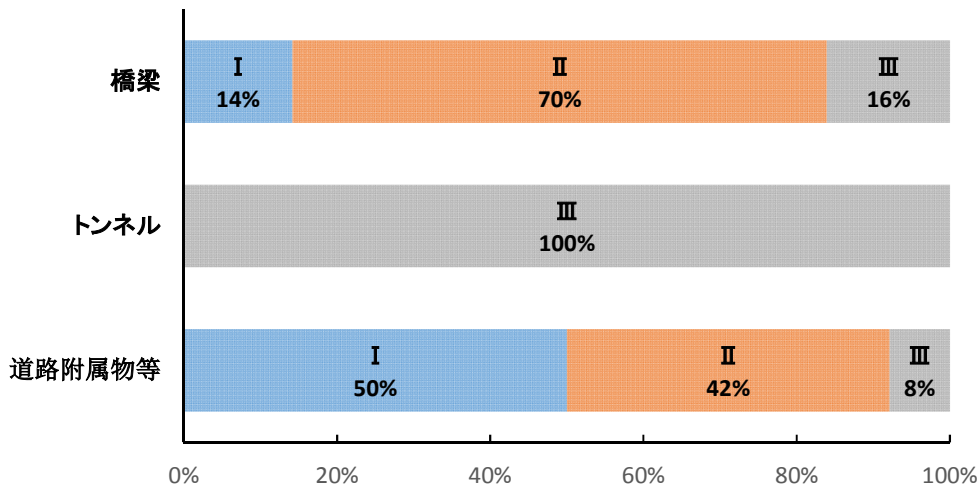
【滋賀県 全道路管理者分】



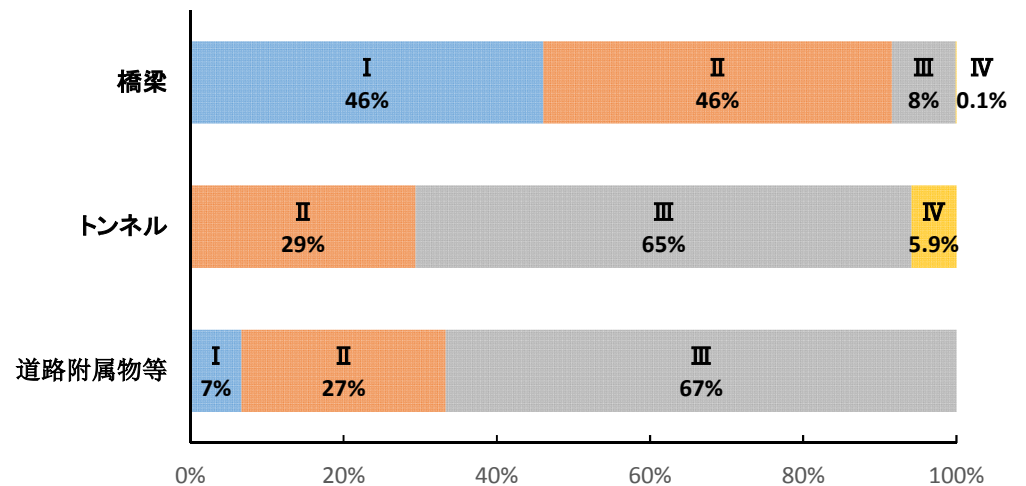
【滋賀県 国土交通省管理分】



【滋賀県 高速道路会社管理分】



【滋賀県 地方公共団体等管理分】



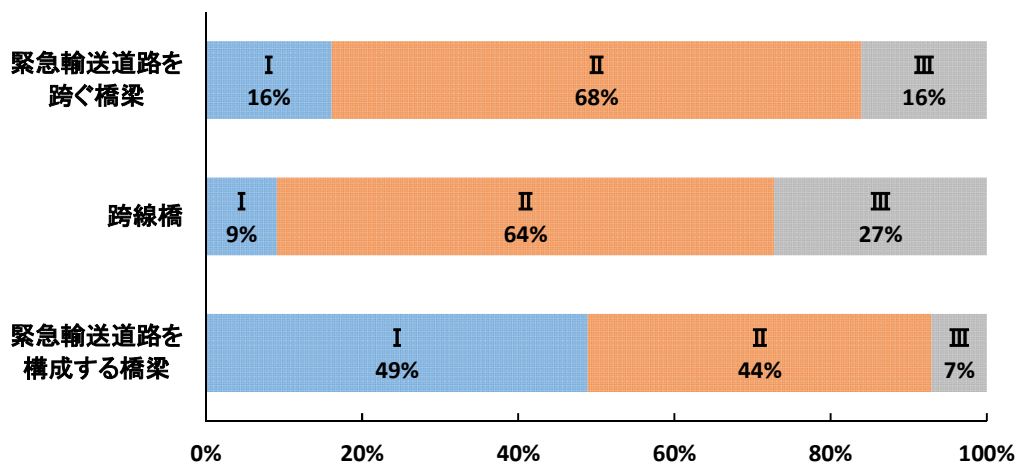
滋賀県内の点検結果(平成26・27年度)

道路メンテナンス年報(H28.9)より作成

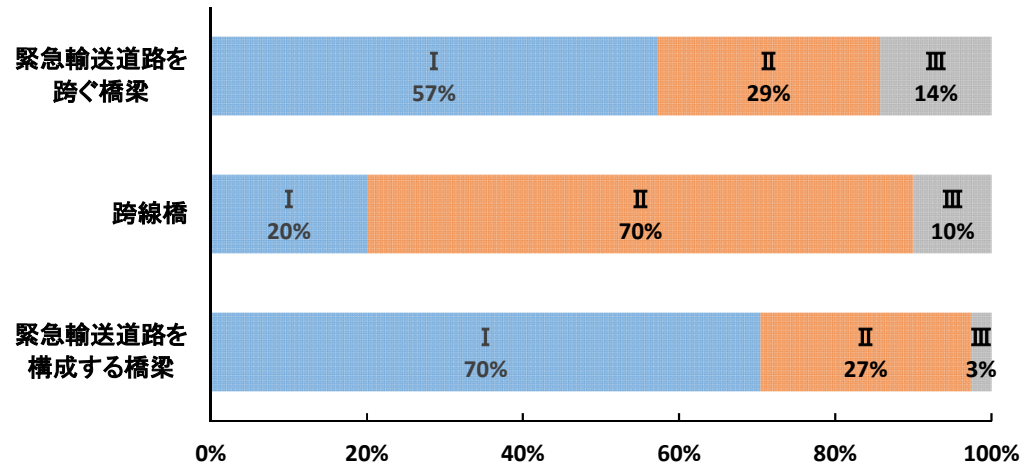
(2) 最優先で点検すべき橋梁

○ 跨線橋は、高速道路会社管理分と地方公共団体等管理分においてはⅠの橋が無い。
また、高速道路会社管理分においてはⅢの橋の割合が7割を超えている。

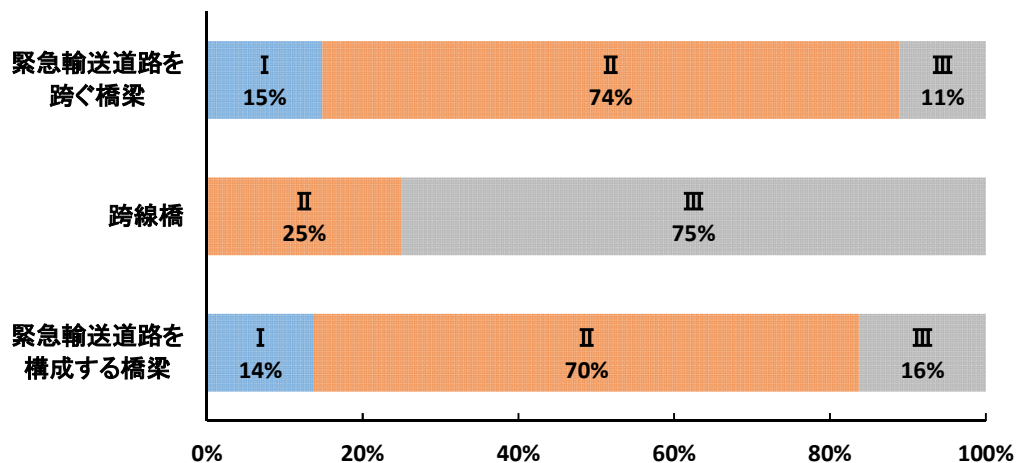
【滋賀県 全道路管理者分】



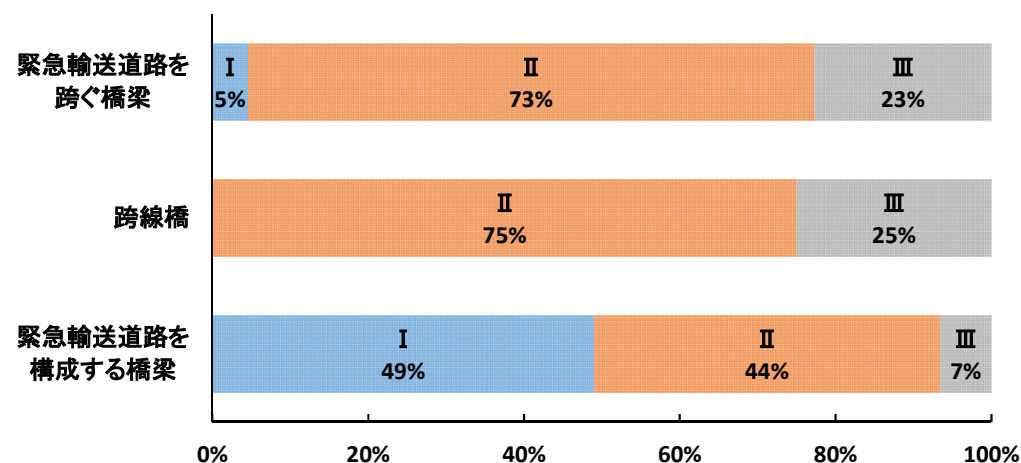
【滋賀県 国土交通省管理分】



【滋賀県 高速道路会社管理分】



【滋賀県 地方公共団体等管理分】

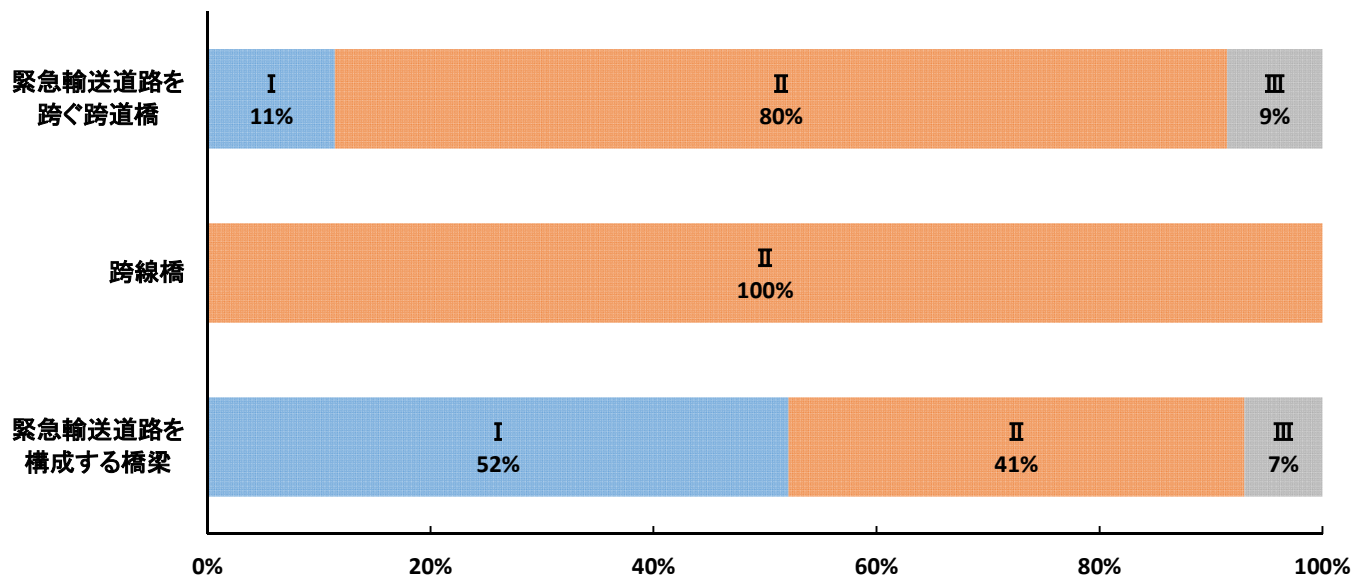


滋賀県内のH27点検結果(最優先で点検すべき橋梁) 道路メンテナンス年報(H28.9)より作成

最優先で点検すべき橋梁

○最優先で点検すべき橋梁は、2,436橋のうち799橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 398橋(50%)、Ⅱ 345橋(43%)、Ⅲ 56橋(7%)で、判定区分Ⅳはありません。

道路施設	判定区分Ⅰ (健全)	判定区分Ⅱ (予防保全段階)	判定区分Ⅲ (早期措置段階)	判定区分Ⅳ (緊急措置段階)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	11% (4)	80% (28)	9% (3)	0% (0)
跨線橋	0% (0)	100% (8)	0% (0)	0% (0)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	52% (394)	41% (309)	7% (53)	0% (0)
(参考) 橋梁	57% (1378)	37% (903)	6% (151)	0% (4)



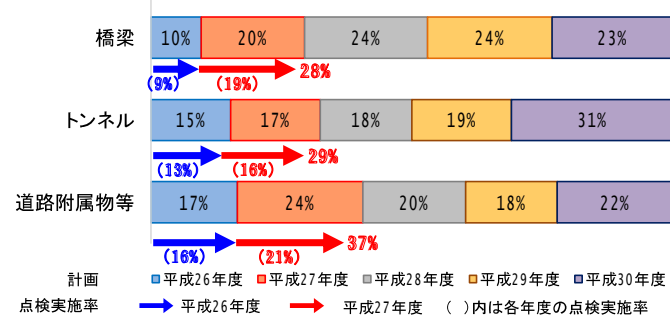
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 道路メンテナンス年報は、道路インフラの現状や老朽化対策についてご理解頂くためにまとめたもので、今回は、平成27年度の点検実施状況、点検結果をとりまとめました。
- 道路メンテナンス年報は、行政関係者による点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案だけでなく、大学や民間企業での維持管理分野の分析・研究開発での活用も期待しています。

点検結果(平成26・27年度)

累積点検実施率(全体)

○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、橋梁 約28%、トンネル 約29%、道路附属物等 約37%となっています。

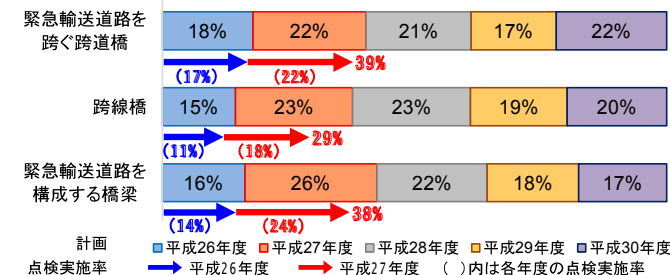
■5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



累積点検実施率(最優先で点検すべき橋梁)

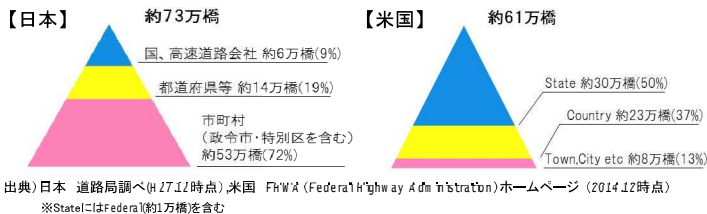
○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約39%、跨線橋 約29%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約38%となっています。

■最優先で点検すべき橋梁の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



【参考】橋梁の現状

○ 全橋梁のうち、市町村管理が約7割を占めており、米国と比較しても、日本の市町村管理の橋梁数が極めて多いことが特徴です。

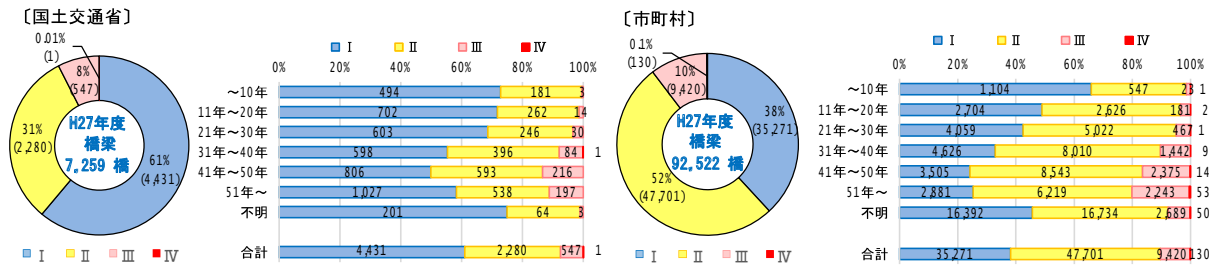


平成27年度の点検結果

点検結果(橋梁)

- 平成27年度に点検を実施した橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)が、国は約8% (548橋)であるのに対して、市町村では約10% (9,550橋)となっています。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。(年報にリストを添付)

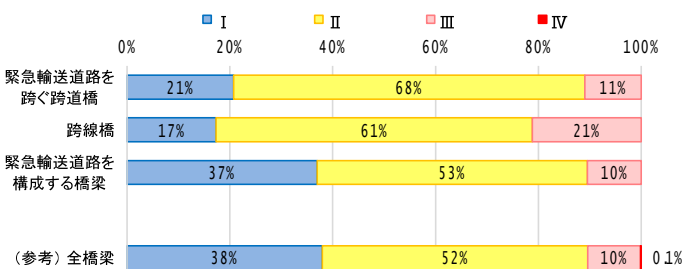
■判定区分と建設経過年度(橋梁)



点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

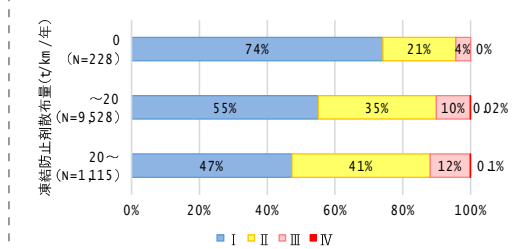
○ 最優先で点検すべき橋梁の判定区分Ⅲの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋で約11%、跨線橋で約21%、緊急輸送道路を構成する橋梁で約10%となっています。(橋梁全体: 約10%)

■判定区分(最優先で点検すべき橋梁)



<凍結防止剤の影響分析>

○ 凍結防止剤の散布量が多い橋梁は、散布量が少ない橋梁に比べ健全度が低い傾向にあります。

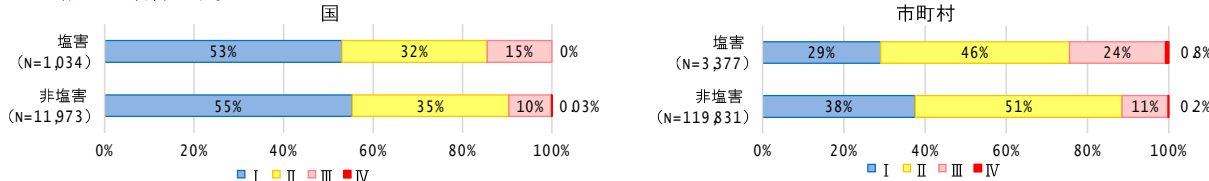


※国土交通省が管理する橋梁のH26~H27年度点検結果
※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出

【参考】今後のデータ分析・活用の事例

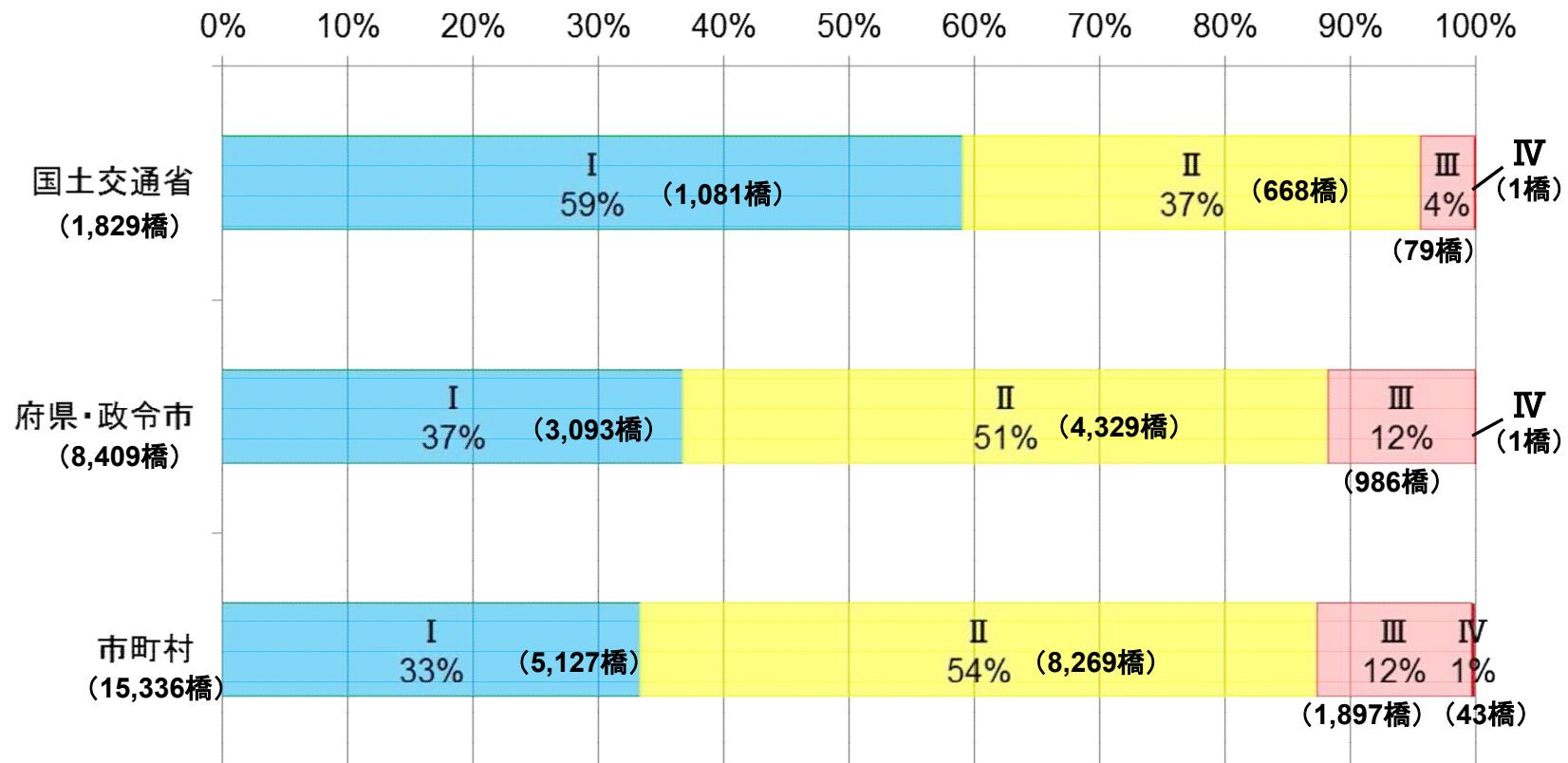
<塩害の影響分析>

○ 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。



※塩害の影響地域の区分は道路橋示方書を参考に設定

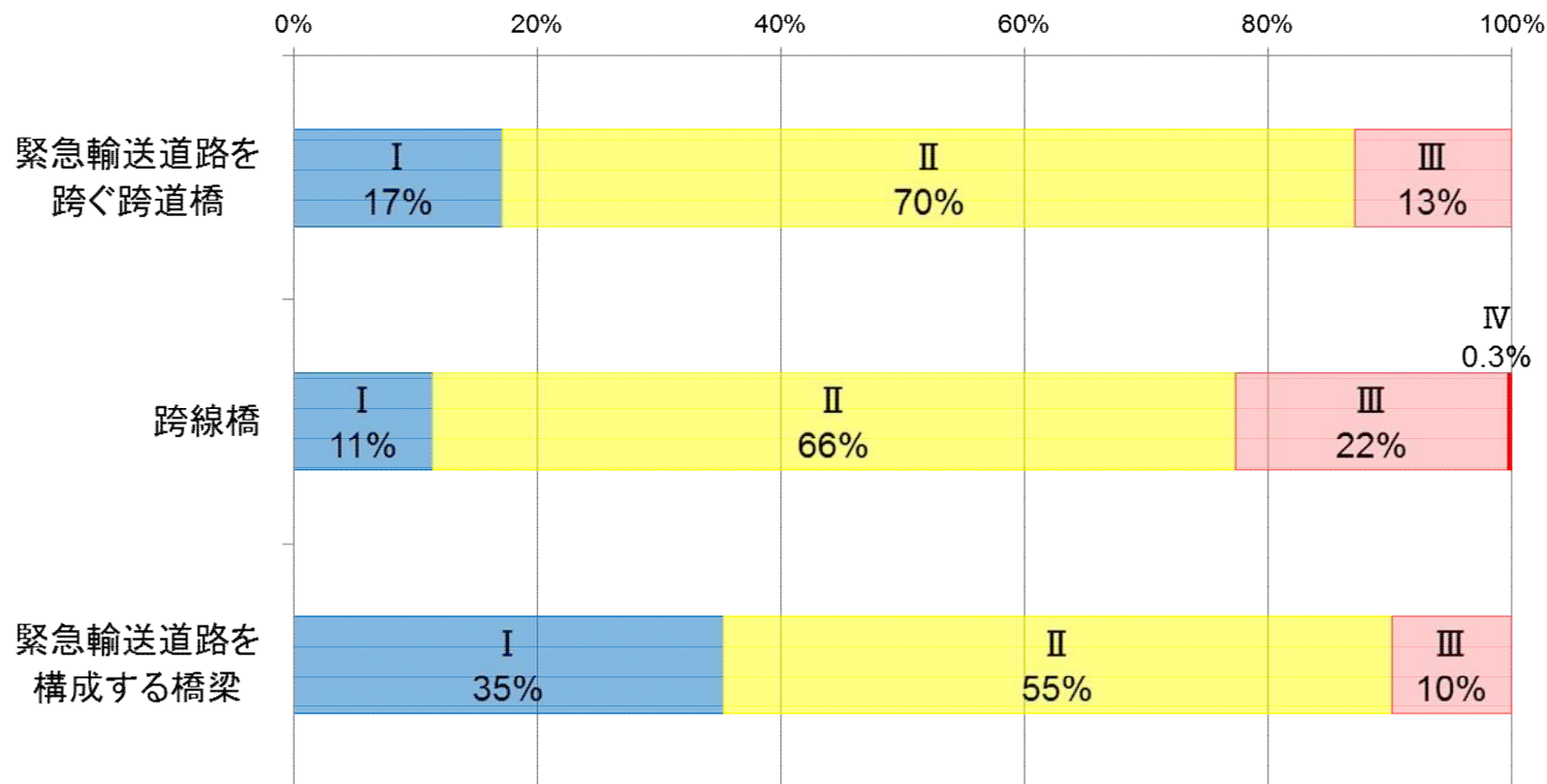
■H26・27の点検結果については、自治体では損傷程度Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの割合が高い傾向



- ・予防保全段階の判定区分Ⅱが13,266橋、早期措置段階の判定区分Ⅲが2,962橋、緊急措置段階の判定区分Ⅳが45橋。
- ・補修ストックが増大、今後補修・補強にも力を入れていく必要あり。

(出典)道路メンテナンス年報(H28.9)

【近畿 全道路管理者分】



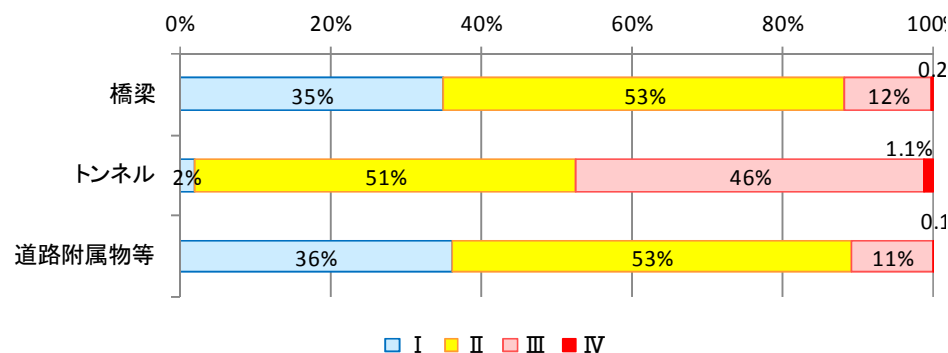
跨線橋の判定区分Ⅲの割合が高い！！

近畿管内の点検結果（平成26・27年度）

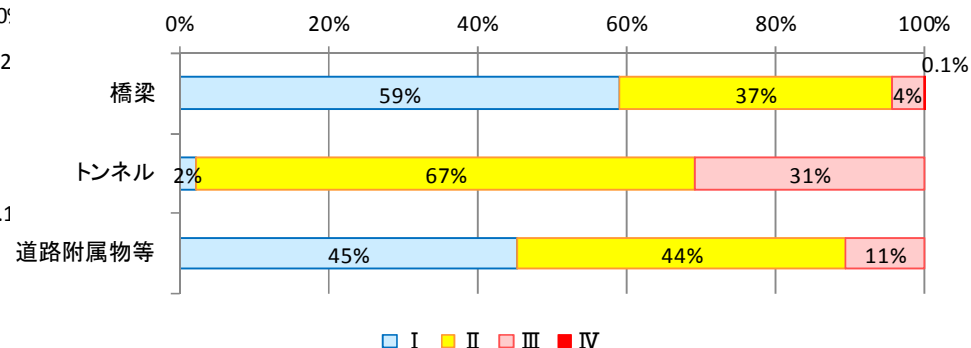
(1) 橋梁・トンネル・道路附属物等

○ 判定区分の割合については、橋梁：I 35%、II 53%、III 12%、IV 0.2%、
トンネル：I 2%、II 51%、III 46%、IV 1.1%、道路附属物等：I 36%、II 53%、III 11%、
IV 0.1%となりました。

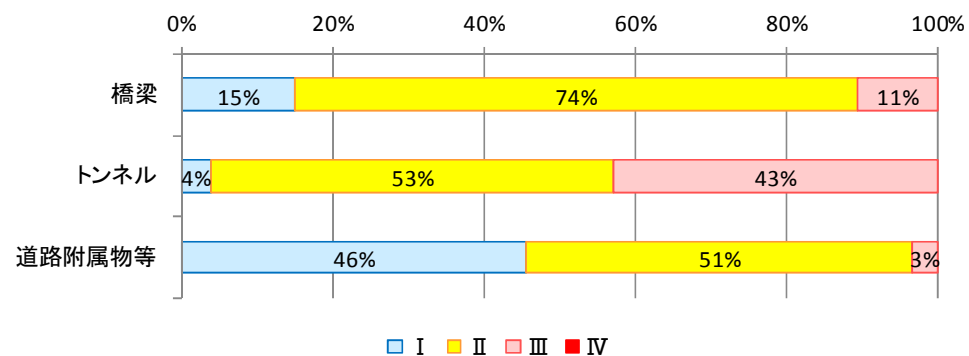
【近畿 全道路管理者分】



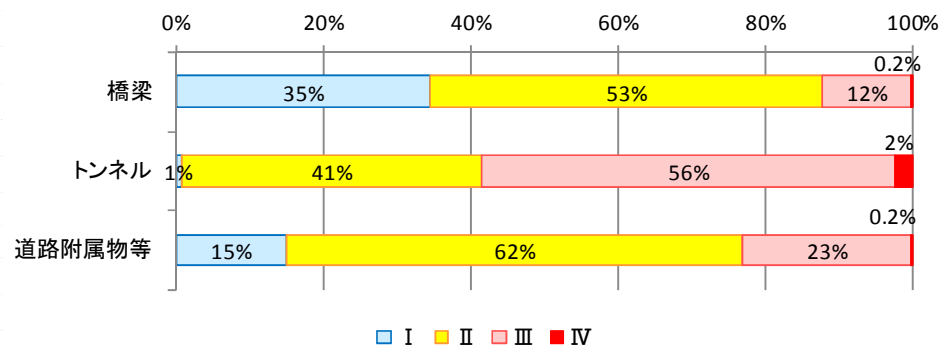
【近畿 国土交通省管理分】



【近畿 高速道路会社管理分】



【近畿 地方公共団体等管理分】

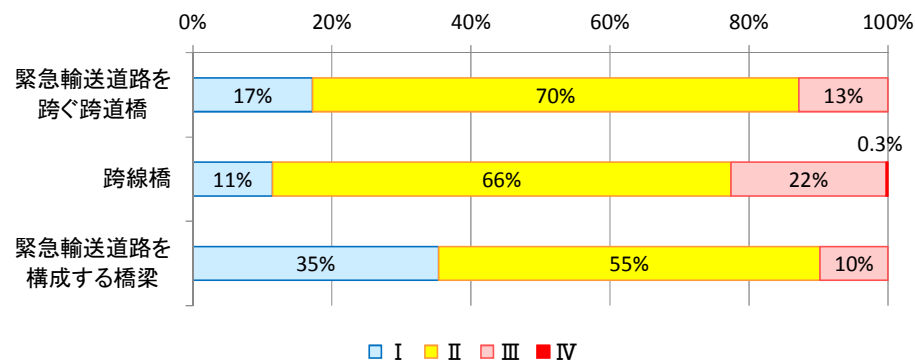


近畿管内の点検結果（平成26・27年度）

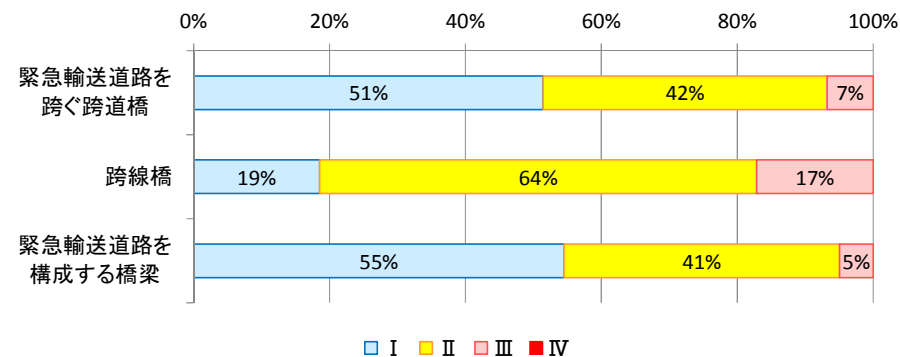
(2) 最優先で点検すべき橋梁

○ 判定区分の割合については、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 67%、Ⅲ 12%、
 跨線橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 57%、Ⅲ 22%、Ⅳ 0.1%、緊急輸送道路を構成する橋梁：Ⅰ
 34%、Ⅱ 54%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.01%となりました。

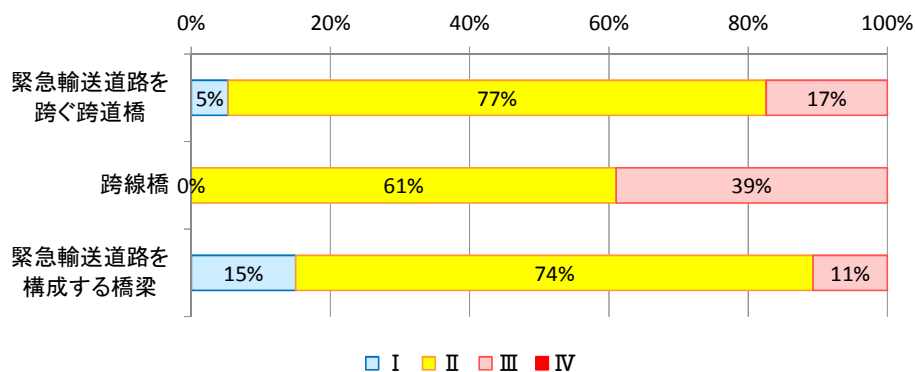
【近畿 全道路管理者分】



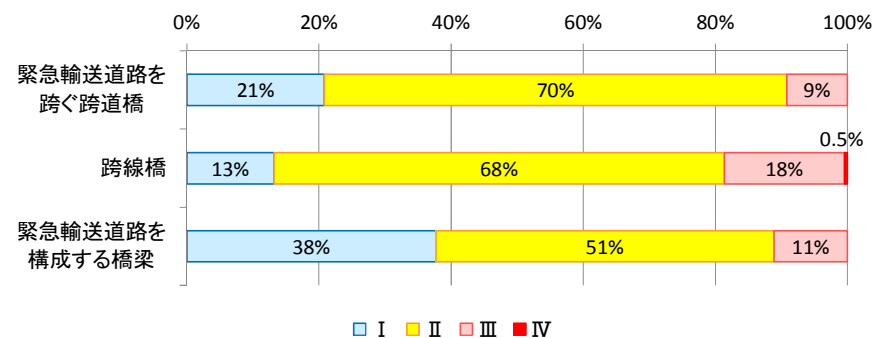
【近畿 国土交通省管理分】



【近畿 高速道路会社管理分】



【近畿 地方公共団体等管理分】



○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
国土交通省	大町橋 側道橋(下)	国道8号	1984	上部工その他（腐食、ゆるみ、脱落）	H27年度に架替工事実施済み
湖南市	無名橋9	市道 清松苑1号線	1968	主桁(コンクリートパイル)のせん断破壊	架替え工事中(H28年度内完了予定)
近江八幡市	明治橋	市道 ミヤウチハツショウマエセン 宮内八商前線	不明	鋼主桁端部の腐食	H27年度仮設ベント設置済み H29年度に本設工事予定
高島市	大公橋	市道 ムクガワセン 椋川線	1921	主桁、床版のコンクリート中性化	H29年度に架替え工事予定

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	
滋賀県	大崎第四隧道	県道 西浅井マキノ線	1936	覆工コンクリートの損傷	H27年度剥落対策実施済み

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	
※対象無し					

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
滋賀県	無名橋8	国道477号	1933	主桁鉄筋の腐食・破断	H28年度路肩規制を実施 H29年度に架替工事予定
草津市	カミサ 神差1号橋	市道 野路南11号線	不明	主桁(石材)の貫通ひび割れ、床版の剥離・鉄筋腐食	H28年度仮橋設置済
彦根市	クミ 栗見橋	市道 シンガイクミバシセン 新海栗見橋線	1958	ゲルバーヒンジ部のひび割れ	H28年度通行止を実施 修繕手法検討中

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	
※対象無し					

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	
※対象無し					

※判定区分	区分		状態
	I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	

【平成28年度実施状況】

- 13市町と公益財団法人滋賀建設技術センターが協定を締結
- 現在、成果品をとりまとめ中

【平成29年度予定】

- 16市町と協定締結に向け調整中

<平成28年度実施状況>

市町村名	橋梁数
① 大津市	158
② 彦根市	120
③ 長浜市	277
④ 近江八幡市	98
⑤ 草津市	116
⑥ 守山市	130
⑦ 栗東市	50
⑧ 甲賀市	120
⑨ 野洲市	72
⑩ 高島市	153
⑪ 東近江市	121
⑫ 日野町	44
⑬ 愛荘町	39
合計	1,498



<平成29年度予定> ※平成29年1月現在

市町村名	橋梁数
① 大津市	189
② 彦根市	142
③ 長浜市	270
④ 近江八幡市	78
⑤ 草津市	86
⑥ 守山市	133
⑦ 栗東市	123
⑧ 甲賀市	141
⑨ 野洲市	96
⑩ 高島市	168
⑪ 東近江市	170
⑫ 米原市	151
⑬ 湖南市	77
⑭ 日野町	52
⑮ 愛荘町	80
⑯ 甲良町	67
合計	2,023

①橋梁補修工事研修会

実施日:平成28年8月23日

場所:滋賀県甲賀市土山町地先

参加機関:県内10市町、滋賀県、滋賀国道事務所

参加人数:44名

内容:橋梁補修工法について

(一般国道1号田村橋の橋梁補修工事現場にて)

:アルカリ骨材反応に対する対策工法を体験学習する



②橋梁技術研修会

実施日:平成28年9月29日

場所:NEXCO西日本 茨木技術研修センター

参加機関:県内3市町、滋賀県、滋賀国道事務所

参加人数:29名

内容:道路本体構造物の供試体を用いた体験型研修

:打音点検でコンクリートの浮きや変状の体験及び

構造物の外見と内部の損傷状況等を体験学習する



③橋梁補修工事研修会

実施日:平成28年11月7日

場所:滋賀県大津市追分地先

参加機関:県内3市、滋賀県、滋賀国道事務所

参加人数:17名

内容:橋梁補修工法について

(一般国道161号藤尾高架橋の
橋梁補修工事現場にて)

:橋梁の健全性を保ち長寿命化を図るため
各対策工法を体験学習する



④橋梁補修工事研修会

実施日:平成28年11月24日

場所:滋賀県長浜市湖北町馬渡地先

参加機関:県内2市、滋賀県、滋賀国道事務所

参加人数:11名

内容:損傷状況や補修状況について

(一般国道8号馬渡橋の橋梁補修工事現場にて)

:工事現場での、橋梁の損傷状況やそれに対する
補修状況を学び、技術力向上を図る



⑤橋梁直営点検

実施日:平成28年10月20日

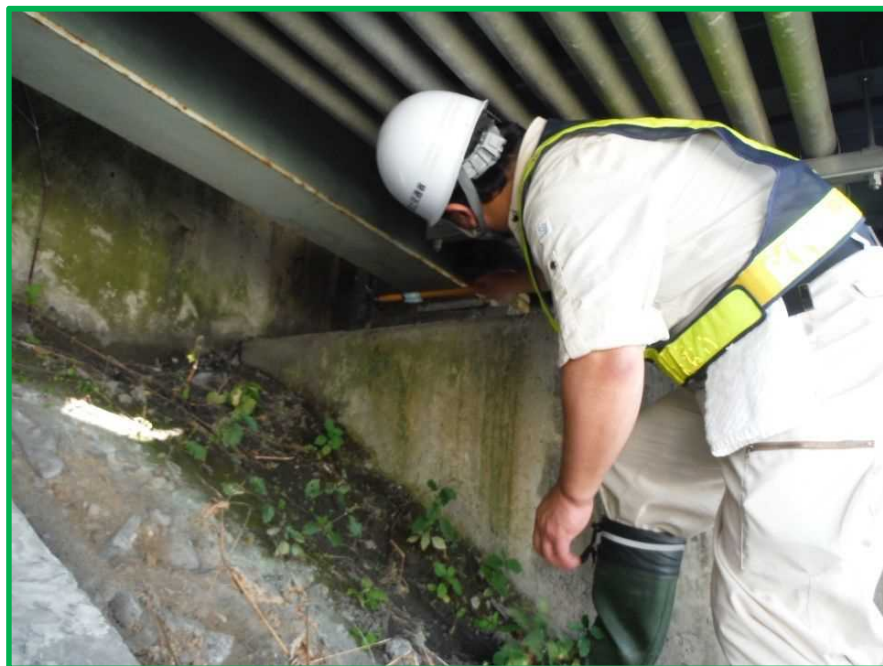
場所:滋賀県栗東市出庭地先

対象橋梁:国道8号出庭1号橋、出庭1号橋側道橋・上

参加機関:滋賀国道事務所、(一財)橋梁調査会、
大日本コンサルタント(株)

参加人数:13名

内容:橋梁定期点検(近接目視、打音点検)



定期点検は道路橋の各部材の状態を把握、診断し、当該道路橋に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の橋梁に係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施しています。

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などを併用して行います。

メンテナンス技術に関するワーキング会議

○目的

維持修繕業務の点検や設計、工事等に関する担当者間での技術相談や情報共有の場として、ワーキング会議を設置

○開催状況

- ・平成29年1月20日に南部土木事務所管内で開催
- ・管内四市の担当者ほか、17名が参加

参加機関
草津市建設部道路課
守山市都市経済部建設管理課
栗東市建設部道路・河川課
野洲市都市建設部道路河川課
(公財)滋賀県建設技術センター
国土交通省近畿地方整備局道路部
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
滋賀県南部土木事務所道路計画課
滋賀県道路課道路保全室



○今後の予定

- ・平成29年2月15日に東近江土木事務所管内で開催予定

■道路インフラの現状を広く地域住民の方に紹介することを目的に県市町においてパネル展示を開催

平成28年度 道路の老朽化パネル展示状況

月		展示場所			展示期間
		Aグループ	Bグループ	Cグループ	
8	前半	大津市	甲賀市	豊郷町	8/1～8/16
	後半	草津市	日野町	甲良町	8/18～8/31
9	前半	栗東市	竜王町	多賀町	9/2～9/15
	後半	守山市	近江八幡市	彦根市	9/20～9/30
10	前半	野洲市	東近江市	米原市	10/4～10/14
	後半	湖南市	愛荘町	長浜市	10/18～10/31
11	前半	甲賀土木	湖東土木	高島市	11/2～11/15
	後半	南部土木	東近江土木	高島土木	11/17～11/30
12		県庁	大津土木	長浜土木	12/1～12/22

<愛荘町役場>



<県庁>

<高島市役所>

<長浜市役所>



大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)

制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去[※]を対象として拡充

※撤去については、集約化に伴って実施する他の建造物の撤去に限る

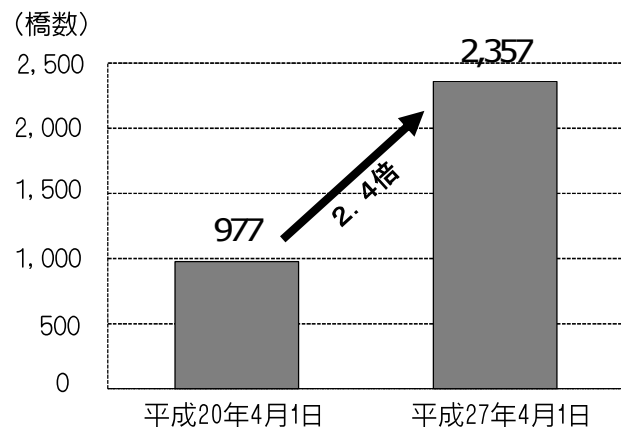
対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

事業規模

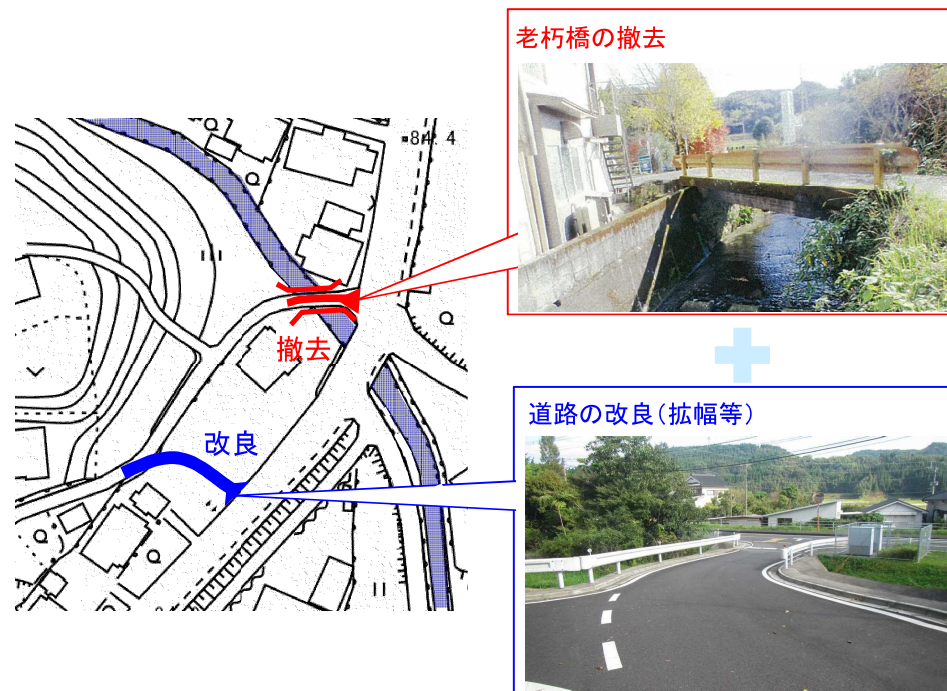
平成29年度：約45億円（国費）

＜地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加＞



※東日本大震災の被災地域は一部含まず

＜集約化・撤去のイメージ＞



大規模修繕・更新補助 制度要綱(案)

現 行

第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。

イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業

ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業

第4 事業要件

一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置が必要とされているもの

二 略

三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費100億円以上のもの、
市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費3億円以上のものであること。



見直し案

第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。

イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業

ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業

※上記のイ及びロは、同一路線における複数の構造物について、その性能・機能を一部の構造物に集約するため、大規模修繕・更新を行うことに伴い実施する他の構造物の撤去を含む

第4 事業要件

一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置または集約化が必要とされているもの

二 略

三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費100億円以上のもの、
市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費3億円以上のものであること。